



児童手当制度改正のお知らせ

～令和6年10月分から変わります～



何がどう変わるの？

主な変更点	改正(拡充)前 〈令和6年9月分まで〉	改正(拡充)後 〈令和6年10月分から〉
支給対象	中学生修了前までの児童 (15歳到達後の最初の年度末まで) を養育している方	高校生年代までの児童 (18歳到達後の最初の年度末まで) を養育している方
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満 一律:15,000円 3歳～小学校終了まで 第1子・第2子:10,000円 第3子以降:15,000円 中学生 一律:10,000円 所得制限限度額以上 所得上限限度額未満 一律:5,000円(特例給付) 所得上限限度額超過:手当支給なし 	<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満 第1子・第2子:15,000円 第3子以降:30,000円 3歳～高校生年代 第1子・第2子:10,000円 第3子以降:30,000円 <p style="text-align: center;">所得制限廃止</p>
支給月	年3回(前月までの4か月分を支給) 【支給月】2月、6月、10月	年6回(偶数月) (前月までの2か月分を支給) ※制度改正後、初回支給月は 令和6年12月です。
多子加算の 算定対象 (カウント方法)	18歳到達後の最初の年度末までの児童	児童手当受給者に経済的な負担等がある18歳年度末以降～22歳年度末までの子

制度改正に伴い手続きが必要な方

- 中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している方
- 受給資格者(父母のうち生計維持の程度が高い人)が所得上限限度額超過により児童手当または特例給付の支給が対象外である方
- 中学生以下の児童を養育しており、高校生年代の児童を養育している方(高校生年代の児童が支給要件児として認定されていない方)
- 新たに多子加算の算定対象となる18歳到達後の最初の年度末以降22歳到達後の最初の年度末までの子と高校生年代までの児童の合計人数が3人以上の方

※上記に該当する可能性のある世帯へ案内通知を発送しています。上記に該当し、案内がない場合はお問合せください。

うるま市以外に申請が必要な方

- 受給資格者がうるま市外に居住している場合は、お住まいの市区町村で手続きが必要になります。
- 受給資格者が公務員の方は勤務先(所属庁)にて手続きが必要になります。
- 9月30日以前に本市から転出される場合は、転出先の市区町村で手続きが必要になります。



申請期限 9月30日(月) その他詳細は、市ホームページをご確認ください。

ID